

制度の目的と実施の要点を解説！ かかりつけ医 機能報告制度説明会

「かかりつけ医機能報告制度」は、特定機能病院および歯科医療機関を除く、すべての病院・診療所が対象となる制度であり、2026年1月より県への報告が始まります。報告期間は3か月間（1月～3月）と限られており、早期の理解と準備が求められます。

本講演会では、制度策定に関与された日本医師会常任理事の城守先生を講師にお迎えし、制度の目的や概要、報告内容について詳しく解説いただきます。2026年1月から始まる報告に向け、制度の全体像と実務のポイントを把握できる研修会です。

2025年12月19日（金） 19:30～21:00



会場：富山県医師会館＋Web

演題：「かかりつけ医機能報告制度について」

講師：日本医師会常任理事

城守 国斗 先生

受講対象

- ✓ 医師：特定機能病院及び歯科医療機関を除く
全ての病院・診療所の医師
- ✓ 実務担当者：上記医療機関に従事する方

タイムスケジュール

19:30～19:35	開会挨拶
19:35～20:45	ご講演（70分）
20:45～21:00	質疑応答（15分）
21:00	閉会挨拶

説明会で得られること

- ✓ 制度策定の背景と経緯の理解
- ✓ 報告制度の全体像と仕組みの把握
- ✓ 報告内容の理解と実務的な報告方法の習得
- ✓ 制度の意義と活用による今後の展望

お申込・お問い合わせ先

下記QRコードよりお申込ください。

スキャンまたはタップで申込フォームに進み、必要事項をご入力ください。
送信後、自動返信メールの受信をもって申し込みが完了します。

富山県医師会事務局（担当：井澤）
富山市黒崎33番地
e-mail:ishikai@toyama.med.or.jp
TEL:076-429-4466

